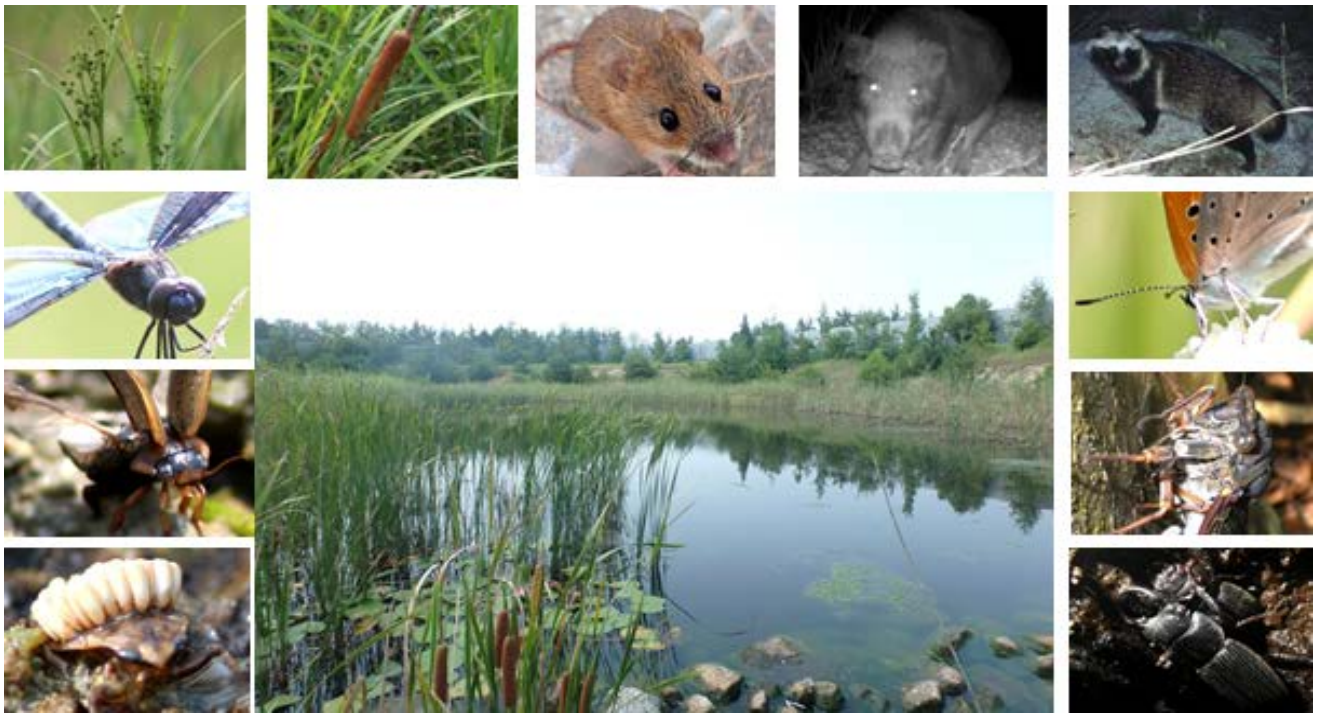


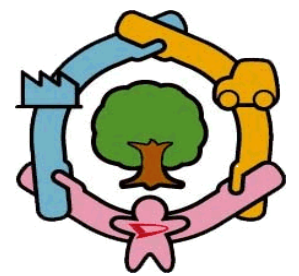
DAIHATSU

グリーン調達ガイドライン



※ダイハツ工業滋賀(竜王)工場ビオトープ及び周辺に生息する動植物達

2016年12月
ダイハツ工業株式会社
ダイハツ九州株式会社



目 次

I はじめに	1
改定内容の概要	2
II お取引先様への依頼事項	3
1. 「環境マネジメントシステム」の構築	4
1.1環境マネジメント体制の構築	4
1.2製品のライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	5
2. 温室効果ガス（GHG）の削減	6
3. 水環境インパクト（＝影響）の削減	8
4. 資源循環の推進	9
5. 化学物質の管理	10
6. 自然共生社会の構築	13
III 用語集	
1. 法律、規制、政策関連用語集	15
2. その他用語集	16

I はじめに

私達（ダイハツ工業株式会社・ダイハツ九州株式会社）は、ダイハツならではのお客様視点の商品の提供や企業活動を通して、社会の持続的発展に従業員一人ひとりが貢献することをコミットメントし、『お客様に一番近い会社』としてスモールカーを通してお客様の生活を豊かにするお手伝いをさせていただくとともに、地道な取組みで地域へ貢献することを目指しています。「低価格・低燃費で安全。加えて使うヒトの立場での細やかな配慮」といった当社グループのDNAともいえる考え方が、日本や新興国が抱える社会課題への取組みに必要であると確信し、ステークホルダーの皆様から共感、信頼される会社であり続けられるよう、またお客様や地域社会等からのご要望に的確にお応えできるよう努めてまいります。

今回の「ダイハツグリーン調達ガイドライン」の改定においては、「第6次ダイハツ環境取組みプラン」を踏まえ、今こそ企業が考慮すべき環境課題を幅広く扱い、特に、環境マネジメントの深化、温室効果ガス・水環境インパクトの削減、資源循環の促進、自然共生社会の構築など、その内容を大幅に充実させております。

私達は、これからもより一層の地球環境との調和を目指した事業活動を進めてまいります。そのためには、お取引先様のご協力が不可欠となりますので、お取引先様におかれましては、弊社の理念並びに今回の改定の趣旨をご理解いただいた上で、今後ともより一層のお取組みをお願い申し上げます。

なお、今後は規制動向など、めまぐるしい環境変化に対して迅速に内容を見直し、弊社ホームページに随時掲載してまいります。変更の際にはお知らせいたしますので、最新版をご確認の上お取組みいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

ダイハツ工業株式会社
調達本部長
取締役（専務執行役員）

中島康則

ダイハツ九州株式会社
取締役社長

泉谷卓司

改定内容の概要

本ガイドラインは、外部動向や「第6次ダイハツ環境取組みプラン」をもとに改定いたしました。改定の概要は以下のとおりです。

1. 環境マネジメントシステムの構築《取組強化》

サプライチェーン全体でのマネジメントを実施するために、皆様のお取引先様、並びにその先のお取引先様の環境マネジメントシステムの確認などをお願いします。また、環境マネジメント推進の際には、製品のライフサイクル全体の考慮をお願いします。

2. 温室効果ガス（GHG）* の削減《取組強化》

温室効果ガス（GHG）排出量を削減する製品・サービスの開発や、拠点及び物流における温室効果ガス（GHG）排出量の削減をお願いします。

注）* 温室効果ガス（GHG）とは…地球に温室効果をもたらすガスの総称。Green House Gas（グリーンハウスガス）。
二酸化炭素（CO₂）、メタン、一定のフロン類など。

3. 水環境インパクト（＝影響）の削減《取組強化》

拠点において、水の使用による自然環境へのインパクト（＝影響）の削減をお願いします。

4. 資源循環の推進《取組強化》

再生材活用促進のために、関連する技術開発及び再生材を使用した製品開発をお願いします。また、適正処理・リサイクルを考慮した素材や製品の開発をお願いします。

5. 化学物質の管理《運用内容の更新》

現在の運用に合わせた改定を行いましたので、ご確認いただき、ご対応をお願いします。

6. 自然共生社会の構築《新規追加》

製品、拠点における生物多様性の配慮や、自然共生社会の構築に向けた各種取組みをお願いします。

II お取引先様への依頼事項

弊社は、環境に配慮した事業活動を心がけております。以下の依頼事項につきましては、具体的な実務の中で取組み状況を適宜確認し、その結果を考慮の上、必要な改善等をお願いさせていただきますので、各章の趣旨をご理解の上、ご対応をお願いします。なお、法令の遵守は、大前提としてお願いします。

依頼事項一覧

章	項目	対象のお取引内容	環境取組みの対象		
			製品・サービス *1	拠点 *2	物流 *3
1	1.1	環境マネジメント体制の構築	—	○	—
	1.2	製品のライフサイクル全体での環境マネジメントの推進	○	○	○
2	温室効果ガス（GHG）の削減	製品のライフサイクル全体での温室効果ガス（GHG）排出量の削減	○	○	○
3	水環境インパクト（＝影響）の削減	「水資源」「水質」に対するインパクト（＝影響）の削減	—	○	—
4	資源循環の推進	納入製品や拠点、物流における資源循環の推進	○	○	○
5	化学物質の管理	(1) 委託車両、車両用の「部品、用品、原材料」（含むこれらの製品の梱包・包装資材）に関する化学物質の管理（廃止・削減等）	○	—	○
		(2) 弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、梱包・包装資材」等に関する化学物質の管理（廃止、削減等）	○	—	—
		(3) お取引先様の事業活動における化学物質の管理（廃止、削減等）	—	○	—
6	自然共生社会の構築	納入製品及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進	○	○	○

*1 製品・サービスは、弊社に納入いただく委託車両、部品、用品、原材料、副資材、梱包・包装資材、設備、工事、清掃、造園が該当します。（物流は*3に該当。）

*2 拠点は、工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など、事業に関係する場所が該当します。（物流事業者やサービス提供事業者も含まれます。）

*3 物流は、弊社への納入物流と、弊社からの委託物流が該当します。

【基本契約によるお取引内容の分類】

お取引内容	該当する基本契約
a) 委託車両、部品、用品	「架装・改造基本取引契約」、「部品取引基本契約」締結のお取引先様
b) 原材料、副資材	「資材取引基本契約」締結のお取引先様、
c) 梱包・包装資材	「資材取引基本契約」、「部品取引基本契約」締結の一部お取引先様 設備梱包作業を委託のお取引先様
d) 物流（弊社からの委託）	「作業請負基本契約」締結の一部お取引先様（物流会社）
e) 設備、工事、清掃、造園	「機械・設備取引基本契約」、「工事請負基本契約」、「作業請負基本契約」 締結のお取引先様

また、弊社では、お取引先様の環境窓口責任者を通じて各種の環境取組みを推進させていただいております。新規お取引先様におかれましては、環境窓口責任者をご選任いただき、お取引先様の社内における各種取組みの継続的な推進をお願いします。

1. 環境マネジメントシステムの構築

1. 1 環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。お取引先様においても、環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築をお願いします。

環境マネジメント体制の構築	対象のお取引先様
<p>環境マネジメントの確実な推進のために、「ISO14001」など*、環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新をお願いします。</p> <p>外部認証の取得状況については、適宜確認させていただきます。</p> <p>なお、サプライチェーン全体のマネジメントシステムを実現するために、皆様のお取引先様への環境マネジメントシステムの確認、助言・指導と、その先のお取引先様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。</p>	<p>全て</p>

*…該当する規格については都度ご相談願います。

1. 2 製品のライフサイクル全体での環境マネジメントシステムの推進

弊社では車両開発における総合環境評価システムEco-VAS(LCA)を導入し、製品のライフサイクル各段階における環境負荷の評価、削減に努めています。お取引先様でも開発段階からライフサイクル全体を考慮いただき、ライフサイクルで環境負荷削減となる取組みをお願いします。

納入製品*のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメント推進とEco-VAS(LCA)対応

*...サービスも含む

ライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進と、環境パフォーマンス確認のためのEco-VAS(LCA)データの提供をお願いします。

a) 納入製品のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進

対象のお取引先様

全て

納入製品のライフサイクル全体について、

- 「2. 温室効果ガス(GHG)の削減」
- 「3. 水環境インパクト(=影響)の削減」
- 「4. 資源循環の推進」
- 「5. 化学物質の管理」
- 「6. 自然共生社会の構築」

の内容をご考慮いただき、環境負荷削減のための環境マネジメントの推進をお願いします。

納入製品のライフサイクルの例



b) Eco-VAS(LCA)対応

対象のお取引先様

Eco-VAS対象の部品、原材料

環境パフォーマンスの確認のために、Eco-VAS(LCA)の対象となる部品及び原材料を納入されるお取引先様は、Eco-VAS(LCA)関連のデータ(部品、原材料製造時のエネルギー使用量、GHG、NOxの大気への排出量、廃棄物量など)の提出をお願いします。

弊社担当窓口から「部品製造環境データの調査票」の提出を毎年6月に依頼しますので、「部品製造環境データ調査ガイドライン」に従い、8月末までにご提出ください。

なお、新規採用部品及び設計変更部品については、従来部品に対する環境負荷の変化を確認させていただく場合があります。

Eco-VAS(LCA)の対象となるお取引先様には、ご提出いただくデータ等の詳細を弊社担当窓口よりご相談させていただきます。

Eco-VASとは



クルマの開発の総責任者であるチーフエンジニアが、担当するクルマの環境目標を設定し、企画段階から生産開始に至る開発プロセス全体を通じて目標達成を図るためのマネジメントシステム。

*Eco-VAS管理項目(6項目)

燃費、排ガス、騒音、リサイクル、環境負荷物質、ライフサイクル環境影響

2. 温室効果ガス（GHG）の削減

弊社ではライフサイクル全体の温室効果ガス（GHG）排出量を評価し、削減に努めています。お取引先様においても、製品・サービスのライフサイクルでの評価や拠点における目標設定など、積極的な温室効果ガス（GHG）排出量削減の取組みをお願いします。

納入製品*のライフサイクルでのGHG排出量の削減

*…サービスも含む

ライフサイクル全体（5ページのライフサイクル①～⑦）を考慮いただき、低GHG排出量の製品開発と、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。

a) 購入資材におけるGHG排出量の削減（5ページのライフサイクル①）

以下などの取組みを実施いただき、お取引先様の購入資材（最上流から製造まで）のGHG排出量の削減をお願いいたします。

- ・ 部品の軽量化などによる原材料の使用量削減
- ・ 製造時のGHG排出量の少ない原材料の活用促進
- ・ 再生材の活用促進
- ・ バイオマス素材の活用促進

対象のお取引先様

全て

b) 拠点におけるGHG排出量の削減（5ページのライフサイクル②）

お取引先様の生産におけるGHG排出量の実績管理と削減をお願いします。なお、生産以外も含めた拠点（工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など）全体のGHG排出実績、排出削減取組みなどを指定の調査票にて確認させていただきます。（対象のお取引先様には個別に連絡いたします。）

対象のお取引先様

全て

c) 物流におけるGHG排出量の削減（5ページのライフサイクル③、⑤）

お取引先様の「(1) 納入物流」及び「(2) 弊社からの委託物流」のGHG排出量の削減をお願いします。

(1) お取引先様の納入物流（5ページのライフサイクル③）

弊社への納入物流のGHG排出量の削減をお願いします。弊社への資料提出は不要ですが、必要に応じて取組状況を確認させていただきます。

(2) 弊社からの委託物流（5ページのライフサイクル⑤）

確実に改善を進めていくために、月々の実績及び原単位となる指標（燃料使用量、走行距離、燃費など）の把握及び活動推進状況の定期報告（毎月月初に前月分を指定帳票にて提出）をお願いします。

対象のお取引先様

- (1) 部品、用品、
原材料、副資材
設備
(2) 物流

d) 使用におけるGHG排出量の削減（5ページのライフサイクル⑥）

納入製品の設計・開発段階において、完成車の走行時のGHG排出量削減に寄与する（燃費改善など）製品の設計・開発をお願いします。

対象のお取引先様

委託車両
部品、用品
原材料、副資材

e) 廃棄、リサイクルにおけるGHG排出量の削減（5ページのライフサイクル⑦）

納入製品の設計・開発段階において、お取引先様の製品が最終的に廃棄・リサイクルされる際のGHG排出量の削減に寄与する製品の設計・開発をお願いします。

※…「4. 資源循環の推進 b)」もご参照ください。

対象のお取引先様

全て

<p>f) フロン排出量の削減 (5 ページのライフサイクル②、④) お取引先様の拠点や納入製品においてフロン類を使用しているお取引先様は、低GWPフロン及びノンフロンへの転換などの対応にご協力をお願いします。 ※…日本国内では、低GWPフロンやノンフロンへの転換を促す「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)」が2015年4月より施行されています。</p>	<p>対象のお取引先様</p> <p>フロンを扱う お取引先様</p>
<p>g) 納入設備におけるGHG排出量の削減 (5 ページのライフサイクル④) 弊社に納入いただく生産設備に関して、GHG排出量削減(エネルギー効率の向上)に寄与する設計・開発・提案をお願いします。</p>	<p>対象のお取引先様</p> <p>設備</p>

3. 水環境インパクト（＝影響）の削減

中長期的には「水資源枯渇」が重要な課題になりつつあります。お取引先様におかれましても、水環境インパクト（＝影響）の削減をお願いします。

拠点における「水資源」「水質」に対するインパクト（＝影響）削減

各国、各地域の水環境事情を考慮し、拠点（工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など）における水リスクを量と質の観点から評価した上で、以下の取組みをご実施いただき、水環境インパクト（＝影響）の削減をお願いします。

- ・ 水使用量削減
- ・ 雨水の利用
- ・ 工場等での水の循環利用
- ・ 排水の水質向上
- ・ 取水源の保全

対象のお取引先様

全て

水リスクとその対策及び水使用量実績などを指定の調査票にて確認させていただきます。（対象のお取引先様には個別に連絡いたします。）

4. 資源循環の推進

弊社では、日本の自動車リサイクル法や欧州ELV指令、欧州資源効率性政策など、国内外における法規制対応に加えて、再生材の活用、リサイクルを考慮した設計、拠点における廃棄物削減活動など、資源循環に関する取組みを推進しております。お取引先様にも資源循環に関する取組みにご協力をお願いします。

納入製品*や拠点、物流における資源循環の推進

*…サービスも含む

製品における枯渇性資源の使用量削減や、製品使用後の廃棄時における適正処理・リサイクルを考慮した製品の開発など、日常の業務において弊社への積極的な提案をお願いします。また、拠点における廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてお願いします。

a) 納入製品における枯渇性資源の使用量削減のための技術開発

枯渇リスクのある枯渇性資源の使用量を削減するために、以下などの技術開発及び日常の業務等における弊社への積極的な提案をお願いします。なお、必要に応じてリサイクル材の利用率を確認させていただきます。

- ・省資源設計の促進
- ・再生材の活用促進
- ・クローズドループリサイクルの促進
- ・バイオマス素材の活用促進

※…バイオマス素材については、生物多様性への十分な配慮をお願いします。（詳細は「6. 自然共生社会の構築」をご参照ください。）

対象のお取引先様

全て

b) 製品使用後の廃棄時における適正処理・リユース・リサイクルを考慮した素材や製品の開発

製品が使用後に廃棄される際に、適正処理・リユース・リサイクルが実施しやすくなるような以下などの取組み及び日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。

- ・材料選定
- ・取外し、解体の容易性
- ・廃棄処理の容易性
- ・部品の長寿命化

なお、必要に応じて適正処理方法・リサイクル方法の説明をお願いします。また、適正処理が困難と予想される新素材や新製品については、事前に弊社担当まで相談をお願いします。

対象のお取引先様

全て

c) 拠点における廃棄物の削減とリサイクルの推進

拠点（工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など）における廃棄物についても削減とリサイクルの推進をお願いします。弊社への資料提出は不要ですが、必要に応じて取組み状況を確認させていただきます。

対象のお取引先様

全て

d) 物流における梱包・包装資材の使用量削減

物流における梱包・包装資材についても使用量削減をお願いします。弊社への資料提出は不要ですが、必要に応じて取組み状況を確認させていただきます。

対象のお取引先様

物流、委託車両
部品、用品
原材料、副資材

5. 化学物質の管理

弊社では、日本化審法、欧州ELV、欧州REACHなど、国内外における法規制に基づく化学物質の管理（廃止、削減等）及びリサイクル率の向上への取組みを推進しています。対象のお取引先様には、以下の項目に関する関連法令、ダイハツ標準類、各種品質管理業務要領に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

(1) 委託車両、車両用の「部品、用品、原材料*」（含むこれらの製品の梱包・包装資材）に関する化学物質の管理（廃止、削減等） *…原材料のうち、車両の一部になるもの。

開発、設計、生産準備、量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理（廃止、削減等）と、樹脂・ゴム部品の材質表示をお願いします。

<p>a) 開発、設計、量産段階における化学物質の管理（廃止、削減等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質の廃止・削減及び使用情報の管理は、ダイハツ技術標準「環境負荷物質の管理方法」（DTSZ0001G）に従い実施してください。 部品、原材料が新たに設定されたり、材料変更及び重量変更が発生した場合、全ての対象部品、原材料に対し、期日までに材料、化学物質データのIMDS入力等（2020年からはIMDS入力のみ）を確実に実施してください。 <p>「環境負荷物質の管理方法（DTSZ0001G）」については最新版をご使用下さい。 「環境負荷物質の管理方法（DTSZ0001G）」は、各国の法規動向や弊社方針に合わせて1回／年を目処に改定します。</p> <p>弊社は、化学物質・リサイクル率管理のツールとして、IMDS等による材料データ管理をグローバルに進めています。 IMDSの入力方法は、「IMDSユーザーマニュアル」、「ダイハツIMDS入力マニュアル」をご参照下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 弊社から個別に部品、原材料に対し、材料・化学物質データ調査をお願いした際は、IMDS入力等を指定期日までに確実に実施下さるようお願いいたします。 開発、設計、生産準備、量産段階に、必要に応じて仕入先様の工程監査を実施します。 IMDS等にてご報告いただいた内容と異なることがないよう、仕入先様が購入部品、原材料の管理や、製造工程での混入防止を実施してください。必要に応じてデータの提出をお願いさせていただきます。 	<p>対象のお取引先様</p> <p>委託車両 部品、用品 原材料</p>
--	--

<p>b) 梱包・包装資材の化学物質管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 「梱包材化学物質管理マニュアル」に従い、対応をお願いします。 梱包・包装資材の設定時は上記DTSZ0001Gに規定した禁止・制限物質を含有しない材料選定をお願いします。 	<p>対象のお取引先様</p> <p>委託車両 部品、用品 原材料</p>
---	--

<p>c) 樹脂・ゴム部品の材質表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件に関わる法規は欧州に始まり拡大の傾向にあります。 弊社は国際統一規格に対応した材質表示を仕向地によらず導入しています。 100g以上の樹脂部品、200g以上のゴム部品を対象としていますが、対象質量以下の部品についても可能な限り表示をお願いします。 	<p>対象のお取引先様</p> <p>委託車両 部品、用品 原材料</p>
---	--

(2) 弊社の拠点で使用する「原材料*1、副資材、梱包・包装資材*2」等に関する化学物質の管理（廃止、削減等）

*1…塗料、樹脂塗料、シーラーなど。（詳細はDEM②-5をご覧ください。）

*2…梱包、包装資材のうち、弊社の物流拠点へ納入するもの

弊社の拠点で使用する納入、持ち込み材料、原材料、副資材、梱包・包装資材の化学物質管理（廃止、削減等）をお願いします。

a) 納入・持込材料の化学物質の管理

- ・納入・持込み材料（含む設備に付帯する油剤、農薬などの薬剤）に、ダイハツ標準（DEM②-5）に示す使用禁止物質を含有しないようお願いします。
- ※ダイハツ九州㈱へ納入・持込する材料はダイハツ九州「化学物質管理要領」をご確認下さい。

対象のお取引先様

原材料・副資材
梱包・包装資材
設備、工事
清掃、造園

b) 原材料、副資材の化学物質の管理

- ・原材料、副資材の新規採用計画時には、納入材料の成分調査結果「納入資材成分報告書」及び「安全データシート（SDS）」など事前検討に必要な情報を、エコ・リサーチ社の製品登録システム（PRTR WORLD）に入力をお願いします。入力後、付与された製品識別コード（グローバルID）を事前検討報告書にて採用計画部署へ連絡していただきますようお願いいたします。
- ※ダイハツ九州㈱へ納入・持込する材料はダイハツ九州「化学物質管理要領」をご確認下さい。

・SDSは最新状態を保つため、法改正などにより記載内容が変更になった場合は速やかに最新版をアップロードしていただきますようお願いいたします。

対象のお取引先様

原材料
副資材

c) 梱包・包装資材の化学物質の管理

- ・「梱包材化学物質管理マニュアル（LMS SAZ0001n）に基づいて、梱包・包装資材に使用禁止物質が含有されていないことを確認し、「11禁止物質非含有確認書」の提出等のご対応をお願いします。

対象のお取引先様

梱包・包装資材

(3) お取引先様の事業活動における化学物質の管理（廃止、削減等）

(1)(2)に加えて、お取引先様の事業活動における、化学物質の管理（廃止、削減等）も引き続きお願いします。

- ・VOC排出量の低減
- ・PRTR対象物質排出量の低減

対象のお取引先様

全て

< 化学物質管理の潮流 >

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグサミット）、2006年のSAICM（戦略的化学物質管理アプローチ）採択などを受け、世界的に化学物質管理規制が拡大しています。化学物質規制の国際的流れとしては、個々の物質の有害性のみ注目していた「ハザード管理」から、人や動植物にどれだけ影響を与えるかを加味した「リスク管理」へと変わってきています。そのため、どのような状況で化学物質が用いられるかということまで考慮する必要がでてきました。化学物質規制については日本の化審法、欧州のELV指令、REACH規制などがあるほか、北米・アジアでも独自の規制を設けています。

このような化学物質の規制では、企業は製品中の化学物質の含有情報収集とサプライチェーンの管理が求められています。

＜参考＞化学物質関連の依頼事項一覧

「5. 化学物質の管理」に関する依頼事項を下記の表にまとめましたので、ご確認いただき、ご対応をお願いします。

○：対象製品／全て △：対象製品／サービスの一部（対象のお取引先様には弊社から個別に連絡します）

要求項目		対象製品／サービス					補給部品	梱包・包装資材*2	設備、工事、清掃、造園
		委託車両・部品、原材料*1	原材料*1、副資材	用品	補給部品				
各国法規及びダイハツ標準類の遵守	対象	○	○	○	○	○	○	△	
	標準類	・ D T S Z 0 0 0 1 G 「環境負荷物質の管理方法」	・ D E M ② - 5 「新規資材事前検討実施及び化学物質含有資材登録要領」 ・ D E M ② - 5 別表 3 「禁止物質リスト」 ・ D E M ② - 5 別表 4 「管理物質リスト」 ※ダイハツ九州は「化学物質管理要領」	・ D T S Z 0 0 0 1 G 「環境負荷物質の管理方法」	・ D T S Z 0 0 0 1 G (旧型部品：△)	・ D T S Z 0 0 0 1 G 「環境負荷物質の管理方法」 ・ L M S S A Z 0 0 0 1 N 「梱包材化学物質管理マニュアル」	・ D E M ② - 5 「新規資材事前検討実施及び化学物質含有資材登録要領」 ※ダイハツ九州は「化学物質管理要領」		
化学物質使用状況報告	対象	○	○	○	○	○	○	—	
	時期	・ 個別依頼時 ・ 部品／材料新設時 ・ 部品／材料構成材変更時	・ 新規原材料 ・ 副資材採用計画時	・ 個別依頼時 ・ 用品新設時 ・ 用品構成材変更時	・ 補給品番設定時 (新規ケミカル品番発生時のみ)	・ 初品／設計変更時	—	—	
製品管理	帳票	・ I M D S / J A M A シート	個別帳票 ・ 納入資材成分報告書 ・ 事前検討報告書	・ I M D S / J A M A シート	—	個別帳票 ・ 11 禁止物質非含有確認書 ・ R E A C H 予備登録確認書	—	—	
	ツール	・ I M D S / J A M A シート	・ P R T R W O R L D (エコ・リサーチ社) ・ 紙 (メール)	・ I M D S / J A M A シート	・ S D S / E D S	・ 紙 (メール)	—	—	
購入部品/材料の管理、製造工程での混入防止	対象	○	○	○	○	○	—	—	
	時期	・ 生産準備段階～生産終了	・ 生産準備段階～生産終了	・ 生産準備段階～生産終了	・ 生産準備段階～生産終了	・ 生産準備段階～生産終了	—	—	
検査データの提出	標準類	・ 号口部品 S Q A M ・ 材料 S Q A M	—	・ 用品 S Q A M	・ 補給部品 S Q A M	—	—	—	
	対象	△	—	△	△	—	—	—	
ダイハツによる工程監査の実施	時期	・ 要求時 ・ 初品/設計変更時/工程変更時 ※詳細は個別指示による	—	・ 要求時 ・ 初品/設計変更時/工程変更時 ※詳細は個別指示による	・ 要求時 ・ 初品/設計変更時/工程変更時 ※詳細は個別指示による	—	—	—	
	対象	△	—	△	△	△	△	—	
ダイハツによる工程監査の実施	時期	・ 開発時 ・ 設計時 ・ 生産準備時 ・ 量産時	—	・ 個別依頼時	・ 個別依頼時	—	—	—	
	対象	△	—	△	△	△	△	—	

*1：原材料のうち、車両の一部になるものは、DEM②-5をご覧ください。

*2：梱包・包装資材のうち、輸出する部品、用品、補給部品用。

なお、上記に加えて、お取引先様の事業活動における「VOC排出量の削減」「P R T R 対象物質排出量の削減」も引き続きお願いいたします。

- ・ ダイハツ標準、ダイハツ九州標準類の入手方法は、各担当部署にお問い合わせ願います。
- ・ S Q A M : Supplier Quality Assurance Manual IIには化学物質関連 (VOCを含む) の依頼事項を記載しておりますので、適宜ご参照下さい。
- ・ なお、樹脂・ゴム部品に関する依頼事項は 10 ページをご参照下さい。

6. 自然共生社会の構築

弊社では、自然への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、自然保護や生物多様性保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。お取引先様の皆様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取り組みをお願いします。

納入製品*及び拠点における生物多様性の配慮と自然共生の推進

*…サービスも含む

納入製品及び拠点における生物多様性や自然への影響の最小化をお願いします。生物多様性保全に貢献する製品の積極的な提案をお願いします。

a) 納入製品における生物多様性の配慮

原材料まで遡り、生物多様性への影響を最小化した製品の開発をお願いします。特に植物由来原料を使用する場合は、生物多様性への十分な配慮をお願いします。必要に応じて原材料の生産における生物多様性への影響を確認させていただきます。

対象のお取引先様

全て

b) 拠点における生物多様性の配慮

生物多様性に関する環境方針の策定、開発などにおける自然への影響の可能な限りの最小限化をお願いします。必要に応じて取り組み状況を確認させていただきます。また、自然の保全に取り組む地域、団体などとの協働、連携も含め、自然環境をより良くする活動も、可能な範囲で実施をお願いします。

対象のお取引先様

全て

c) 1. ～5. の取り組み推進による自然との共生

「1. 環境マネジメントシステムの構築」「2. 温室効果ガスの削減」「3. 水環境インパクト(=影響)の削減」「4. 資源循環の推進」「5. 化学物質の管理」を推進することで、間接的に自然共生社会の構築につながります。従って、1.～5.の取り組みについても自然共生社会の構築を念頭に取り組みの強化をお願いします。

対象のお取引先様

全て

Ⅲ 用語集

1. 法律、規制、政策関連用語集

- (1) 自動車リサイクル法
使用済み自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車メーカーの他、関係者に適切な役割分担を義務付ける法律。
- (2) 欧州ELV指令
2000年に発効した「使用済み自動車（ELV）のリサイクル指令（2000/53/EC）」。「使用済み自動車による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には適用除外の項目もある。
- (3) 欧州資源効率性政策
持続可能な資源効率の高い循環型社会の構築を目指す基本政策。
- (4) 欧州REACH規則
2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則〈(EC)No1907/2006〉」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価及びサプライチェーンを通しての管理が義務付けられている。
- (5) 化審法
1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」。新たな工業用化学物質（新規化学物質）についての事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制したもの。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的。
- (6) 米国TSCA法（Toxic Substances Control Act）
1976年に制定された「化学物質による人の健康・環境への被害軽減を目的とした法律」。同法に基づき米国EPA（環境保護庁）は、化学物質、混合物に関する情報管理（報告・保持）、試験評価要求、制限及び特定の化学物質の製造・輸入・使用・廃棄を規制管理している。
- (7) 欧州包装材指令
1994年に発効した「包装及び包装廃棄物に関する指令（94/62/EC）」。「使用済み包装廃棄物による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収・リサイクルシステムの構築などを定めている。
- (8) 欧州CLP規制
2009年に発効した「化学品の危険性分類と表示、梱包規制〈(EC)No1272/2008〉」。化学物質の危険性分類や表示を国際調和ルール（GHS）に基づく仕組みに変更するもの。欧州での化学品の製造者・輸入者は、本規則に従って、化学物質の有害危険性分類や行政への届出、表示、適切な梱包をすることが求められる。
- (9) PRTTR制度（Pollutant Release and Transfer Register）
PRTTRとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運びだされたかというデータを把握、集計、公表する仕組み。対象となる化学物質を製造したり使用したりしている一定規模以上の事業者は、どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中に排出および移動したか自ら報告し、行政機関がその結果を集計・公表している。
- (10) The Aichi Biodiversity Targets
2010年に開催されたCOP10で採択された、生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標。
- (11) 生物多様性国家戦略2012-2020
生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

2. その他の用語集

- (1) ISO 14001
環境マネジメントシステムに関する国際規格。
- (2) ライフサイクル
製品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄、リサイクルまでのすべての段階。
- (3) LCA (Life Cycle Assessment)
製品・サービスの環境負荷を設計・製造から使用・廃棄段階までライフサイクルで評価する手法。
- (4) Eco-VAS (Eco-Vehicle Assessment System)
自動車の生産から使用・廃棄にあたり、環境影響を総合的に評価するトヨタ自動車株式会社殿のシステム。
- (5) ISO 50001
エネルギーマネジメントシステムの国際規格。
- (6) 低GWPフロン
温暖化の影響の強さを示す地球温暖化係数 (Global Warming Potencial) が小さいフロン。
- (7) ELV (End of Life Vehicle)
使用の目的を終了した使用済み自動車のこと。自動車リサイクル法では、引取業者に使用済みとして引取られた車が使用済み自動車となる。
- (8) クローズドループリサイクル
端材やスクラップ、廃車等の廃棄物から同じ製品に再生すること。
- (9) 車両用部品
量産車、特装車用の部品および補給部品。
- (10) 原材料
鋼板、鋼材、塗料、接着剤、オイル、冷却液などダイハツ車の生産工場で使用されるもの。
- (11) 副資材
切削油、離型剤、レジンなどダイハツ車の生産工場で使用されるが、車両の一部にならないもの。但し、塗料や接着剤等を含む場合もある。
- (12) 用品
ダイハツの販売店で装着されるダイハツ純正部品。(例：フロアマット、サイドバイザー、ナビゲーションシステムなど)
- (13) 梱包・包装資材
ダイハツに直接納入する梱包・包装資材及び車両用部品、用品を輸送する際に使用する梱包・包装資材。
- (14) VOC (Volatile Organic Compounds)
揮発性有機化合物。塗装や接着剤の溶剤など常温常圧で揮発しやすい有機化合物。
- (15) IMDS (International Material Data System)
部品お取引先様等が、製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。
- (16) SDS (Safty Data Sheet)
安全データシート。化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取扱うために必要な情報を記載したもの。
- (17) GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)
IMDS 申告時に利用する日米欧の自動車、部品、化学メーカーで合意された業界共通の管理化学物質リスト。

<補足>

1. お取引先様からご提供いただいた報告書などの書類は、外部へ公表する事はありません。
2. 本ガイドラインの内容は、法規制、社内規程などの改訂により、変更する場合がありますので、下記のホームページで随時ご確認をお願いします。
ダイハツ工業：<http://www.daihatsu.com/jp/company/procured/green.html>
ダイハツ九州：<http://www.daihatsu-kyushu.co.jp/csr/green.html>
3. 本文中に記載の内容に関するお問い合わせは、下記をお願いします。

電話番号

ダイハツ工業株式会社
調達部調達企画室

072-754-3547

管理センター環境室

072-754-3348

(メールアドレス：DMC_Env.dept@dk.daihatsu.co.jp)

ダイハツ九州株式会社
調達部

0979-33-1469

総務・人事部安全衛生環境室

0979-33-1240

発行：ダイハツ工業(株)調達部
同 管理センター環境室

ダイハツ九州(株)調達部
同 総務・人事部安全衛生環境室